

申請に対する処分の審査基準

担当部署:福祉部生活支援課 No.012

処 分 名	総合福祉センター（あしすと春日部）の障害者福祉センターの使用の許可
処 分 の 概 要	総合福祉センター（あしすと春日部）の障害者福祉センターを使用しようとするときは、春日部市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	春日部市総合福祉センター条例（平成17年条例第86号）第13条 春日部市総合福祉センター条例施行規則（平成17年10月1日規則第20号）第3条
審 査 基 準	◎春日部市総合福祉センターの障害者福祉センターの使用の許可は、次の（1）（2）（3）のいずれかを満たすことが必要です。 （1） 市内に住所を有する身体障害者（児）及びその介護者 （2） 市内に住所を有する言語障害児等及びその介護者 （3） その他市長が特に必要と認めた者 なお （3）の場合については、市長の許可が必要となりますが、処分の先例がないものであって条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため、基準は設定しません。
標準処理期間	5日（利用日等の調整に要する期間3日を含む）
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時
申請方法	春日部市総合福祉センター2階社会福祉協議会窓口
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

春日部市総合福祉センター条例

(使用の許可及び制限等)

第 15 条 障害者福祉センターを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する身体障害者（児）及びその介護者
- (2) 市内に住所を有する言語障害児等及びその介護者
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

2 障害者福祉センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

春日部市総合福祉センター条例施行規則

(障害者福祉センターの使用の許可手続)

第 3 条 条例第 15 条第 2 項の規定により、春日部市心身障害者（児）福祉センターの使用の許可を受けようとする者又はその家族（次項において「障害者福祉センターの申請者」という。）は、春日部市心身障害者（児）福祉センター使用・変更申請書（様式第 5 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 条例第 13 条第 1 号に掲げる業務を受けようとするとき 健康状況証明書（様式第 6 号）及び日常生活状況調査表（様式第 7 号）

(2) 条例第 13 条第 2 号に掲げる業務を受けようとするとき 市長が別に定める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を当該障害者福祉センターの申請者に春日部市心身障害者（児）福祉センター使用・変更許可（却下）通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。